

言した。果敢實行の大隈は、榮一の建言を良策として容れ、直ちに省内各司から役員を選び、榮一を、改正掛長として、改正局の事務を開始させた。掛長、濫澤は翌春局内に各方面の人材を集め、意味で、静岡藩士中から前島密、赤松則良、杉浦愛藏、鹽田三郎を登用し、その他諸藩から洋學に通達した者、文筆のある者を集め改正局員を十二三人に充實した。かくて全國測量の必要から度量衡の改正案租稅制度の改正（物納より金納への案）驛逕法 改正、貨幣制度（大藏少輔、伊藤博文の研究に依るもの）祿制の改革、鐵道の敷設案、諸官廳の建築事務章程の策等々を討論審議し、施設案を具して建議した。明治四年春となると、伊達宗城に代つて大久保利通が大藏卿となり、井上馨が大藏大輔、大隈重信は參議に列してゐた。そこへ伊藤俊輔（博文）が米國から歸朝したので、貨幣制度制定、銀行條例制定、公債證書發行等々が、實施を急がれたので榮一は多忙であつた。彼此するうちに、廢藩置縣の大問題が起つたのである。

舞臺は、舊西丸の御能舞臺を修理し、會議室に充てた「御議事の間」。濫澤榮一は、「青淵回顧錄」の二六七頁で「此の「御議事」は西郷、木戸兩公が主宰し、大久保利通、江藤新平、後藤象次郎、大隈重信、井上馨などの政府大官約二十人餘が參加し、明治新政の將來に關する會議をしたものである」と述べてゐる。如何にも明治維新らしい俄造りの建物。上下に出入り口、上手より下手にかけ、木戸以下すらり

と居並び、入口の外の廊下に巡邏が立つてゐる。よきところに小使が立つてゐる。七月初旬の午前中である。一座は、激論の後で、昂奮の銳氣が漂つてゐる。

木戸　（山縣に囁く）廢藩置縣の問題に就いては、伊藤俊輔は先覺者の一人で、熱心に運動したものがちやつたな。

山縣　（大きく頷き）左様。伊藤としては、大阪に行つとつて、この會議に列席出來んのが千載の遺憾ぢやらう。

木戸　（ひとり言のやうに）伊藤は、黙つて居つた方が得策の時、夢中で飛び廻つて居つたが、明治二年頃からは忘れたやうに手を引きをつた。凡て、さうしたものかも知れんな。

大隈　（木戸、大久保に聞えるやう）どうもこの會議は因循姑息で不可ん。維新の大業を決行せんとするには、少し位の危険に遭遇するのは當然ぢや。

井上　（苛立たしさうに）只決斷するのみぢやよ。

板垣　（後藤に）かういふ重大案件は、吾々だけで極めるのはよくない。この間の決議の如く三條

岩倉兩公にも御出席を願うて御相談申上げなければならん。

大久保 (瀧澤榮一に) 瀧澤、三條岩倉兩公へ差出す議事の文案は出來たか。

榮一 先頃後藤氏まで差出しました。

後藤 我輩が少し手を入れて、山縣に渡して置いた。

山縣 (大久保に) 今書んどるところだ。

江藤 (井上に) 先夜の木戸邸の會議の議事録を見せて呉れ。

井上 (係官に) おい、この間の議事録三號を持つて來い。

江藤 (係官より議事録を受取り、大木、佐々木等と共に披見。)

大久保 (江藤に) 謀は密なるを以て善しとす、ぢや。やり出したら疾風迅雷にやらんと、藩情を

刺戟して三條公らを萎縮せしめる結果となる。

江藤 (氣きながら讀む)

西郷隆盛、上手より急ぎ入り來り、上座につく。一寸一同に挨拶した切り、押し黙つてゐる。

大隈 (西郷に聞えるやうに) 一切の舊物を破壊せんことには、百事改革の新政治は行はれん。

山縣 (大隈に) 封建の弊習を打破し、政府の大改革を行ふためには、諸藩の協力一致に俟たんけりやあならん。

板垣 勿論ぢや。だから我輩も出て來たんだ。

木戸 (一同に言ふ如く) 中央政府に親兵が組織されてゐる限り、凡ての裁斷は目前ぢや。

大隈 (苦り切つて、嘆ばらゝする)

木戸 (西郷に頻りに何か囁やき、同意を求める如く) 廢藩置縣斷行の前に、先づ君權と政治權とを極めて置かにやならんが、この件は事皇室に御關係のことがあるので、三條岩倉兩公に御列席を願ふ必要があるので、建白書を書いたんだが…………。(山縣、係官を呼び、建白書を西郷に渡させる)

西郷、建白書に目を通す。一同、返答を待つ如く緊張。

西郷 （おもむろに口を開き）まだ戦争が足りないやうでござる。

一同森とする。

木戸 御言葉ぢやが、無理に戦争する譯けにも行きますまい。戦争は開始すべき必要が生じてやるんぢやから、戦ひはその上でよいぢやないか。一同も賛成したことぢやから、この事はこの事として賛成されてもよいぢやないか。

西郷 （不賛成の意を表はして押黙つてゐる）

木戸 （つめよつて）賛成は出来んといはれるか……。

西郷 （押黙つてゐる）

一同不氣味か沈黙。

井上 （短氣らしく怒り）今更戦争をやつて見たところでつまらんぢやないか。戦争は最後の暴力手段だ。封建打破を叫び、進歩的政策を題目とする吾々は、最も政治的に事態を處理せんけりやあ不可ん。戦争／＼といつて、戦争ばかりやりたがる者は、兵力を持つた野心家の仕事だ。（むら／＼するやうにあたりを眺め廻し、濫澤に）おい、濫澤、あんな建白書なんぞ破つて了へ。

西郷以前と押黙つてゐる。一同、囁き合ふ。やがて、西郷静かに立上り、上手へ退場。

木戸 （大久保に）今日はこれで閉会ぢやな。

大久保

（一同じ）今日は閉会ぢや。

一同上手へ退場。井上と濫澤、他二三の属官が居残るのみ。

井上

（満つた顔をして、こつ／＼歩き廻る）

榮一 只今西郷さんが戦争が足らんと仰有つたのはどういふ意味でせうな？

井上

（矢張り歩き廻る。がやがて、明るい表情になつて）おい、濫澤君、理由がやつと分つたぞ。

榮一

どういふのです？

井上 今西郷さんのいつた眞意がやつと分つた。西郷は萬難を排して廢藩置縣を斷行する決心を固めて居る。處で之れを斷行するに就いては、當然諸藩の中でこれに反対を唱へる者があるだらうし、或ひは亂を起して再び戦争になるやうな事があるやも測られんと憂慮して、それで戦争が足らんといつたらしい。つまり廢藩置縣の大英斷が最大急務で、之に依つて新政府の基礎が定まるのだから、君權と政府權の區別を明らかにする事は、廢藩置縣を断行してから後の事だ。まあ、一口にいへばさういふ肚はらであつたらしい。

榮一 成程、さうかも知れませんな。西郷さんらしい考へ方ですな。然しいづれにせよ、廢藩置

縣には遠からずなるでせうが、さうなりますと、藩札引換方法の問題が起ります。これは餘程上手にやらんと、一揆騒動が起きる。

井上 そりやさうぢや。だから廢藩置縣の布告と藩札引換の方法とは間一髪を入れず同時にせんけりやあならんのだ。兎に角、君らの努力に嵌つ事が多くなつたぞ。うまくやりたいものだ。

榮一 うまく整理して了ひたいものです。

— 暗轉 —

### 第三場 登場人物

澁澤榮一  
玉乃世履  
松本暢

明治六年五月四日

澁澤榮一は、新政府に仕官後、湯島天神町に住居した。そして、明治五年二月大藏省三等出仕となり、大藏少輔事務取扱を命ぜられると共に、神田裏神保町に移轉した。(此年四月五稟廊に籠り、捕はれて陸軍監査に三年を送つた澁澤喜作は、親戚なる榮一に引取られ、その盡力で官に仕へ、糸継取調の爲め渡されたが、歸朝後官界を去つて實業界に入った)さて、澁澤榮一は、丁度廢藩置縣の前後から、當時の民間實業界の不振を慨歎した餘り、遂に最初の目的通り民間に下つて、實業界の第一線に立たうと決心

してゐた。この頃、濫澤は、大藏大臣だったが、通商司の兼任を命ぜられてゐた。この大藏省通商司は明治元年に設けられ、東京大阪等に於て有力なる商家を協力せしめ、爲替會社、商社、廻漕會社などを創立し、合本營業の端緒を開いてゐたのだが、局に當る者も世間も事に暗いので、衰頗り及んでゐたので、濫澤が其整理の爲め選ばれたのであつた。濫澤は、此役の遂行の爲め東西の實業家と會つてゐるうちに、その卑屈さにあきれて、實業家として立ち將來の日本の商工業に新生面を開かうといふ決心を益々強くした。だからその頃、大阪の造幣局に事件があつて、大隈、伊藤、吉田（清成）らと大阪に出張した歸路の船中でも辭意を洩したのであつた。濫澤が明治四年九月に「立會略則」を著はし、又福地源一郎に囁して「會社辨」を譯述せしめたのも、その宿志の爲めであつた。「立會略則」には「商とは物を商量し、事を商議するの義にして、人々相交り相往來するより生ずるものなり。故に物と事とについて各思慮勘考するの私權（私權とは、人々その身に附きたる通議にして、他人の犯し妨げ得ざるもの）をさして云ふ事にて、敢て法度に拘はるものにあらず」によりてこれを論及し、其善惡可否を考へ、相融通して俱に利益を求むること商の本義といふべし。されば貿易賣買するを指して商業と爲し、其職とするものを指して商人と云ふは、まことに天賦の美名にして、唯一人一個生計を營むが爲めの名にあらず能く此主意を心得、大に商賣の道を弘むれば、小にして一村一郡、大にして世界萬國の有無を通じ、生

産もまた繁昌し、遂に國家の富盛を助くるに至らん。是商の主本要義にして、凡そ商業を爲すもの心を此に留めざる可からず」と商業の資本主義的意義を明らかにし「夫れ故商業をなすには偏頗の取計ひなく、自身一個の私論を固執せず、心を合はせ力を一にし、相互に融通すべし。若し一個の私論を固執し或は偏頗の取計をなし、相融通するの道なれば、品物流通せずして、更に利益を得ること能はず。故に商業をなすには、切に合同一和を貴ぶ、是商社の設けざる可からざる所以なり。商社は合同一和する者の、俱に利益を計り生計を營むものなれども、又能く物貨の流通を助く。故に社を結ぶ人、全國の公益の心を用ゐん事を要す」と述べて、自由主義商業と合本主義とを說いた。事務官としての濫澤は、猛烈な反対を押切つて簿記を使用し、又凡てを整然と統計化した。濫澤は、明治二年十二月仕官より明治六年五月二十三日退官まで約三年半大藏省に仕官したが、井上大藏大輔と共に、數多の功績を残した。大藏卿は大久保だつたが、兎角財政の事にうといので、意見が合はなかつた。殊に、陸海軍々費を簡單に引受けた大久保と「量入爲出」の堅實な濫澤とは、つひに衝突して了つたのである。濫澤の在官中の功績は、省務の改正、藩札整理を初め、藩債始末、租稅制度の改革、貨幣規則の制定、興國安民法の廢止、通商司の事業、宮中御養蠶所の創設、臺灣征伐反對、防火建築、保險（火災）銀行、株式、會社等の設立等々非常に多かつた。濫澤は、舊幕臣の主なる者から常に反感を受けながら、井上と共に、大久

保、江藤と（江藤新平は、頗る徹底した獨斷家で司法卿となるやつひに井上と激突した）意見を異にして、實にやり苦い省務を執つてゐたのである。が、再三の辭意はつひに果す時が來た。

舞臺は、神田裏神保町の瀧澤邸の客間。落ついた、風雅な座敷。主人瀧澤榮一（三十四歳）が、友人の玉乃世履、松本暢と對座してゐる。玉乃、松本は政府役人中の中堅。玉乃是、嘗て瀧澤が井上と共に、「米油限月取引」を再許可した時、相場は賭博だと反対した主盟であつて、司法権大判司であつた。主客共に、眞剣な面持である。が、部屋の空氣には、五月のなごやかさが感じられる。

玉乃 （頗る緊張して）先程から諄く云ふやうに、君が今官界を退かれることは、君個人の爲めに遺憾なるのみならず、日本の爲めに大損害だ。是非思ひ留つて呉れ。

松本 （ちつと榮一の容子を認め）君が今官界を去る事は惜しみても餘りある。君は大藏省否政府になればならん人材だ。失禮ながら君は、そのまゝで辛抱してゐたならば、近き將來には必ず大藏卿の榮冠を握る事が出来るんだ。君がここまで努力して來て、今官を去るといふ事は自分

から榮冠を捨てるやうなものだ。僕達友人としては、黙つて見てゐる事が出來んだ。何とか思ひ留つて呉れ給へ。

玉乃 僕には、君のその思ひ切りのよさが、不審でならんのだ。それは男子には、決断力が必要だが、君の場合は、少しく早合點、無謀ぢやないかと思ふんだ。

松本 確かに無謀だ。輕舉だ。君が、今更商工業者になるなんて、金を溝へ捨てるやうなものだ。

玉乃 松本君の云ふ通りだ。何も君ほどの才幹あり將來のある人物が、敢て商工業者にならんでも、そんな方面には又適當な人間があるんだ。

榮一 （斷然たる決意を現はして）君達が、僕が官界を去らうとする事を御引留下さる御厚意は心から感謝するが、僕は先刻もいふ通り最初から役人生活が嫌なんだ。君達は、僕が頗る役人向きの人間のやうに言はれるが、實は僕としてはいさゝか心外で、寧ろ商工業者に最も向いてゐる人間なんだ。少くとも、日本の商工業の爲めに働くなければならない使命を持つた人間だと思つてゐるんだ。僕が官を辞して商工業者にならうと決心したのは、佛蘭西に居つた頃からであ

つて、再三辭職を申出た事もあるんだ。殊に、去年父を失つてからは、益々その決意を固めたんだ。

松本 君は各省の豫算問題や、臺灣征討の問題について政府の権要と意見を異にしてゐるので、謂はゞ氣分を腐らせてゐるらしいが、君の意見が正當なんだから、飽までそれを主張し通したらしいぢやないか。そのうち政府にも、必ず君の意見を容れる者が現はれて来る。

玉乃 その點君には、井上といふ身方がゐる。大隈參議だつて、君の同情者の筈だ。第一君は、井上さんと江藤さんの軋轢の犠牲になる必要がないぢやないか。

松本 (たのむやうに) 僕達が、かうして口を酢くして御引留めするんだ。もう一度思ひ留つて呉れ給へ。

玉乃 この言葉は、僕達友人だけの言葉ではなく、天下の聲だと思つて聞いて呉れ。そして思ひ直して呉れ。

榮一 (感謝の瞳を輝かせて) 御親切は心から深謝します。然し、聊か期するところがあつて、折角の御忠告をその儘受け容れる事が出来ないのが甚だ遺憾千萬です。一應僕の説明を聞いて事

情を御諒察願ひたいと思ふ。(おもむろに語る) 繰返していふも愚痴のやうだが、僕は仕官の最初から役人たる事は志でなかつたんだ。その爲めに再三辭意を洩したが今日まで實現するに至らなかつたんだ。ところが今回絶好の機會を得て積年の素志を達する事が出来たんだ。この點よく御了解を願ひたいんです。

玉乃 だが、それは少し早まつてゐる……。

榮一 それでは何故に官界を去るかといふと前申す通り、商工業經營の爲め、合本組織の普及と商工業者の地位の向上を計る爲めに努力したい爲めである。僕は政府出仕の前、既に静岡で商法會所や常平倉を經營して、目的の一端を實現してゐたんだ。然るに政府の召命によつて之を抛擲して出仕したが、その頭初から何時罷めるか分らんといふ事を條件として居つたんだ。大隈さんの忠告や井上さんの支持で、此の年來の理想の實現の爲めに、大藏省に在つて種々な施設をなした。「立會略則」や「會社辨」を著はしたのも「國立銀行條例」を調査したのも皆なこの目的の爲めなんだ。こんな風に下拵へは出來たが、商工業界の實情はどうであるか、官尊民卑の弊風は舊態以前たるものである上に、商人は徒らに鎰錢の利を争ひ、大局を見ざるの悪

習の中にゐる。此陋習を芟除し改革する事を念願とする僕が、何で傍観する事が出来よう。甚だ潜越だが、乃公出すんばの感を深くしてゐるんだ。

松本 否や／＼、潜越どころか、自分を卑下し過ぎてゐる。僕に忌憚なく言はしむると、君の才能を、そんな事で費すのは實に惜しいんだ。

榮一 僕のやうな者を才幹ある者と見て呉れる事は、感謝に堪えないが、若し君等の言はれる如く才幹があるなれば、尙更官界を去らなければならないんだ。失禮な言分だが、官吏は凡庸の者でもつとめられるが、これから商工業者は相當手腕ある者でなければならん。今日の商工业界には實力のある者がないので、この萎微振はざる有様である。これは新らしい日本の爲めに頗る悲しむべき事です。

玉乃 しかし.....。

榮一 (力強く押へ、熱情的に) 古來士を尊び、今日となつても政府の役人たる事を無上の光榮と心得、商工業者たる事を恥辱する考へは、本末を轉倒したものです。我國今日の急務は、一般の人心からこの謬見を去らしめ、商工業者の地位と品格の向上を計り、人材を驅つて商工业界に

向はせ、商工業者をして社會の上層に位せしめ、商工業者こそ社會の指導者德義の根本を具現する者であるといふやうにしなければならん。そこで私は、この大目的の爲め精進し、身を以て模範とならうとしてゐるのであります。

松本 だが、商工業者となるには、経験がなければなるまい。

榮一 成程仰有る通り僕は大した経験者ではないけれども、聊か信するところがあるから、やり通せん事はないと思つてゐます。(自信を以て力強く) その信するところは何かといひますと、即ち論語です。

玉乃 (おどろいたやうに) 論語?

榮一 さうです、論語です。僕は、この論語の精神教義に依つて、商工業を立派に經營して、目的を達する事が出来る信じてゐます。君達のやうな學者にこんな事をいふのは異なものだが、論語こそは御存知のやうに悉く日常處世に應用出来る教へです。朝に之を聞けば夕に實行出来る道を説いてゐる。だから之に據りさへすれば萬事に間ちがひなく、何か判断に苦しむやうな場合に遭つても、論語といふ貴い尺度を標準として決しさへすれば必ず過をする憂ひは

ないと信じてゐます。僕は、常に論語を読み、論語に據り、知行合一によつて商工業の發達を計り、國を富まし國を強くし延いては天下を平和にするやうに努める爲めに、一般商工業者にも讀む事をすゝめるつもりである。かくて民間に品位高き知行合一の商工業者が輩出し、率先その經營に當るやうにせねばならんと思つてゐます。長々と申上げて恐縮だつたが、かういふ考へと覺悟とを以て辭職したのですから、是非御了解の上、僕の志を遂げさせて貰ひたく思ひます。

玉乃　（松本と顔を見交はし）君が商工界に、それ程の希望と大目的を以て、官界を退かれるならもう一言もない……。殘念だが己むを得ない。

松本　（残念さうに）だが、僕等は君を素町人にしたくないなあ。井上大輔の辭職は當然だが、君まで一緒に挂冠するのは、考へものだと思ふがなあ。君のいふ事には、一理あるが、どう考へても君を商工業者などにしたくない。

榮一　御引留の御言葉は有難いが、僕の辭意はずつと前からのもので、非常に固いのです。今まで、大隈さんや伊藤さんや井上さんに引留められて、つひする〳〵に今日に至つて了つたの

ですが、實は今度も、三條太政大臣や岩倉右大臣からも引留の御言葉を頂いたのですが、今辭職しないと機會を失ふので、情に於ては忍び難いのですが、つひに挂冠した譯なのです。

玉乃、松本、溜息を吐き押黙る。

榮一　（机上より一書を取り、兩人の前に置き）これは井上さんと共に、辭職捧呈に際して陛下に奉つた「奏議」の寫しです。深く時勢に感するところがあつたので、政治財政經濟に關する意見を述べたものです。文飾は那珂通高君だ。

玉乃　是非拜見させて頂かう。

兩人、熱心に讀む。

榮一、ちつとその容子を眺める。

## 第七幕

### 登場人物

濱澤榮一  
三井八郎右衛門  
小野善助  
三井三郎助  
小野善右衛門  
三野村利左衛門  
齋藤純藏  
永田甚七

### 行岡庄兵衛

三井組小野組の重役等數名  
株主二十數人  
事務員數人

明治六年六月十一日

第一國立銀行は、濱澤の苦心立案に成る國立銀行條例に依つて生れたものである。此條例は、明治五年十一月十五日に頒布せられた。これより前、我國に國立銀行の必要を痛感した濱澤は、五年五月井上馨と謀り、三井八郎右衛門、小野善助、及兩家の支配人らを井上邸に招き、紙幣頭芳川顯正を陪席させて銀行設立の必要を説くと共に、兩家の不和を早く解消して、獨占事業のみを望まず、國家の爲め協力合本して國立銀行を創業なすべきを説いた。大蔵省の腹は、三井組小野組がこれを承諾せざるに於ては、官金出納の特權まで廢する覺悟で進みそれを実行した。が、種々のいきさつの末、やつと九月一日に至

つて兩家の妥協は成り、銀行創立の準備に入つたのである。で、條例頒布の直後即ち十一月二十二日に發起人の三井八郎右衛門、小野善助、三井三郎助、小野善右衛門、三野村利左衛門は連書して「東京日日新聞」に株主募集の公告を掲げた。資本金は參百萬圓の豫定だつたが、當時會社銀行の何物なるかを知る者少なく豫定通りの應募がなかつたので、己むを得ず二百四十四萬八百圓で設立した。かくて六年六月十一日に第一回株主總會を開くまでに至つたのである。この第一國立銀行こそ濫澤の實業界への第一步を踏出すスタートである。前幕の濫澤の大藏省辭職は、六年五月二十三日「依願免出仕」といふ辭令が下つたが、太政官御用滯在となる事になつた。濫澤が大藏省を退くと見るや、三井家では總理事の三野村利左衛門を訪問させて「自分は三井を隠退したい考へだから、後任に貴下を推薦したいから内諾を得たい」といはしめたが、覇氣天を衝く濫澤は一言の下に断つて了つた。扱つて、第一國立銀行は、七月二十日開業免狀を得、八月一日舊三井組爲替座の日本橋兜町一番地に本店を置き開業する事となつたのである。

舞臺は、日本橋兜町一番の舊三井組爲替座の會議室。當時の錦繪にある、豪華な建物の洋室。濫澤榮一を中心ニ、發起人及株主がざらりと並び、末席に事務員が控へてゐる。(事務員がボーグ代りもする)

榮一

(謹嚴な口調で) 先程も申した通り、私は大藏省は辭しましたが、未だ御用滯在となつたるので、全々官界と絶縁したとは言ひ難いが、今日此席に出席したのは、何も役人として指導する爲めに参つたのではなく、邦家經濟界の將來の爲め、この合本大金融機關の誕生を、一市民として慶祝せんとして参つた者である。既に銀行條例制定の理由由來や、政府の意のあるところは先刻の説で諸君に於ても充分御理解のこと、思はれるが、實際問題となると、未だ研究すべき多くのものがあると思ふから、銀行條令と銀行成規とに照し合はせて、毎事精確を期し漸次その方法を研究し整理するやうにして貰ひたいと思ふ。それから只今三野村君よりこれら取締役の選舉を行ひたいと云はれたが、私の考へでは本行は三井小野組の協同創立にかかるものであるから取締役の選舉を省略し、從來兩組に屬する人々の中より、衆議の上適當の人を選任するやうにした方がよろしいと思ふ。けれ共、兩組自家の營業は、本行と類似せるのみならず、重役も亦同じであるから、自他混淆し易く争利奪益の弊が起らんとも保し難い。そこで之を矯正する必要上、取締役の外に、別に事業毎事を監正する役員を特に株主中より選任しなければならんと思ふ。で、この毎事を監正する役員については、御手許へ差上げた「申合規則

増補」に規定してあるから、一應讀んで見ます。（はつきりと朗讀）『當銀行の諸役員等、各相調和して諸般の事務を整理し、以て銀行充分の成業を遂ぐることを要する爲め、當分の内、銀行事務總監役一名を重立たる株主中より選任し、頭取、取締役、支配人の處務を補助検査し、銀行一切の事務立則と現務とに拘はらず、却て之を管理し、相當の考案を立て、頭取其他の役員に告諭又は指令することを司掌せしむべし。右總監役は常に公平適正の定案を持し、頭取、取締役、支配人、其他の役員に至るまで、其奉務の實況を監視し、もし條約、成規、又は定款、申會規則、同増補等の條款に悖戾するか、又は其他の約束類を踐行せざることあれば、誰彼を論せず、充分に之を糺正懲戒するを得べし。右總監役は、頭取、取締役の衆議席に於ては議の權を有し相當の考案を以て衆議を決判すべし。右總監役は、銀行の當務を監視補助するのに、銀行向來の營業を考案し、銀行事務練熟なる外國人又は日本人に頼りて、各種の規則方法等を稽質諮詢し、即今の實務に適當なる様充分に之を調査して、追々此銀行の業體精確昌盛に至ることを得ることを謀るべし』この總監役の職務範圍について異議がありましたら今のうちに申出て下さい。

一同拍手。そして、感嘆したやうに、囁き合ふ。

八郎右衛門 お尤ですな。

善助 總監役は是非濫澤さんにお願致したいものです。

三郎助 是非さう願ひたいものです。

善右衛門 濫澤さんに萬事御願するに限ります。

純蔵、甚七、庄兵衛、株主ら「總監役は濫澤さん以外では納りません」など囁き合ふ。

利左衛門 （いんぎんに立上り）では、只今の濫澤さんの御提案の採決を致しまして、それから取締役の選舉に入りたいと存じます。

一同拍手して、賛意を現はす。濫澤の意見は、異議なく通過する。一同相談してゐたが、八郎右衛門立上る。

八郎右衛門　（濱澤に）これは株主一同を代表して申上げることですが、是非貴男に取締役に御就任願ひたいのです。是非共御承諾をお願ひいたします。

善助　（頗るいんぎんに）貴男様は當銀行の生みの親ですから、是非育ての母にもなつて頂きたいのです。實を申すと、銀行の營業につきましては、一々手を執つて御教導願はないと、私共はとても一人歩きが出来ないです。

榮一　折角の御言葉ですが、未だ私は政府と縁が切れてゐないので、辭退します。今日の場合は私を取締役に入れるよりも、三井小野の兩家から、適正な取締役を撰出して結束を固むべきだと思ふ。私は取締役は辭退しますが、勿論當銀行に對して出来るだけの援助をします。

善右衛門　（心から）それは誠に残念です。

三郎助、純蔵、甚七、庄兵衛等、座席に立上つて、「そこを何とか…………」とか「私たちは貴男が頼りなのですから…………」とか取締役就任を懇願する。が、濱澤は、固辭して聞かない。

利左衛門

（已むを得ないやうに立上り）濱澤さんが、取締役を御承諾して下さらん事は非常に殘念ですが、然し御事情が御事情ですから已むを得ないと思ひます。けれ共、只今當銀行の爲めどこまでも御援助を頂けるといふ御言葉を頂きましたから、是非總監役に就任して頂きたいと存じます。（一同拍手）それより前に、先づ取締役の選定を致したいと思ひます。（一同拍手）

利左衛門　取締役が、濱澤さんの御意見に依つて、小野組三井組よりつゝがなく選任せられたことを當行の創業と將來の爲めに悦びます。この上は、國立銀行條例に照準致しまして確實に營業いたしまいと存じます。つきましては、濱澤さんに、總監役を御承諾願つて、御指導御監督願ひたいと存じます。取締役一同、株主一同で懇願致す次第です。（一同拍手）

利左衛門　取締役が、濱澤さんの御意見に依つて、小野組三井組よりつゝがなく選任せられたことを當行の創業と將來の爲めに悦びます。この上は、國立銀行條例に照準致しまして確實に營業いたしまいと存じます。つきましては、濱澤さんに、總監役を御承諾願つて、御指導御監督願ひたいと存じます。取締役一同、株主一同で懇願致す次第です。（一同拍手）

榮一 只今私が御推薦を得た總監役は、謂はゞ重役監督機關で、重責のある任務であるが、私は  
はいさゝか期するところがあるから、御引受します。(一同拍手) 然し、私は御引受する以上は  
公正と責任を重じたいから、銀行と約契して置きたい諸點があります。けれ共、私は前申す通  
り太政官より御用滯在の者だから、當分のうちに内約にして置いて貰ひたい。尙又、太政官よ  
りの命があつて約定を踐行する事の出來んやうな場合は、その約定は廢して貰ひたい。この約  
定は、明日にでも重役諸君と御相談します。(一同拍手)

利左衛門 早速御快諾を得まして有難うございました。一同に代つて御禮申上ます。(一同拍手)

休憩の席で、一同和氣あいあいのうちに、濫澤を中心に語る。その間、事務員茶菓を運ぶ。

——幕——

〔附記〕

最初の豫定では、この後へ、「養育院の場」「日本郵船の場」「龍門社の會合」「政界入拒絕の

場」「渡米の場」「實業界引退の場」「米壽祝賀の場」等を入れて、傳記の戯曲化を徹底せし  
めるつもりであつたが、實業家、社會人としての濫澤子爵の活躍期及晩年は、餘りに知られ  
てゐると、本著の頁數が限定されてゐるとの爲めに、己むを得ず割愛した。  
作者としては、大方の御支援に依つて、五版十版が出て、この希望が達しられる日を待望し  
てゐるのである。

昭和十一年八月三十日 印刷  
昭和十一年九月十一日初版發行  
昭和十一年九月三十日 再版

著者



檢印

戯曲 濱澤榮一

定價八十錢

著者 井東

發行者 東京市牛込區若松町一〇八

印刷者 東京市芝區濱松町四ノ五

發行所 東京市牛込區若松町一〇八

電話牛込<sup>(34)</sup>三八五番  
振替口座東京九三五四六番

閣

憲 久 烈

終

共盟閣版